

保育所等入所のしおり（令和8年度入所用）

鹿嶋市教育委員会事務局幼児教育課 Tel0299-82-2911 内線536～538

<入所申込のできる方>

保育所等への申込みは、以下の全てにあてはまる方に限ります。

□ 鹿嶋市内に住所があること。

※転入予定の方で、入所希望月の前月末までに転入されることが確実な場合には、申込時点の住所が鹿嶋市外の方でも鹿嶋市へ直接お申込みいただきます。（転入先の分かる書類の提出が必要です。）

□ 集団保育が可能な子どもであること。

□ 保護者が“保育を必要とする事由”のいずれかに該当し、保育の必要性の認定を受けられること（詳しくは、「保育所等利用のご案内」をご覧ください。）。

□ 同居のご家族その他の方も保育ができない状態であること。

<施設の種類について>

【保育園】

保護者の就労や疾病などのために、保育を必要とする子どもを毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところです。

鹿嶋市内には、公立施設が2つ、私立施設が6つあります。

【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

鹿嶋市内には、公立施設が1つ、私立施設が7つあります。

【小規模保育事業所】

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数の保育施設です。

鹿嶋市内には、私立施設が7つあります。

【家庭的保育事業所】

0～1歳児を対象とした、定員が5人以下の少人数の保育施設です。

鹿嶋市内には、私立施設が1つあります。



※このしおりでは、これらの保育施設を合わせて「保育所等」と表記しています。

<入所までの手続きの流れ>

申込みから入所までは、以下のような流れとなります。

一斎受付期間や入所決定についての詳細は3ページ以降をご覧ください。

施設見学・相談

・施設見学・相談

入所を希望する施設は事前に必ず見学に行きましょう。疾病や障がい、食物アレルギーのあるお子さんは、申込前に希望する施設にお子さんの状況について必ず相談してください。

見学の申込み等は希望する施設へ直接連絡してください。

・令和8年度入所申込書の準備（配布開始：10月1日～）

入所申込書類の記入及び添付書類の準備をしましょう。

※就労証明書は発行されるまでに時間がかかる場合があります。早めに職場へ確認しておきましょう。

入所申込書の準備

認定の申請及び

入所申込み

令和8年度申込一斎受付期間

令和7年11月4日（火）～11月12日（水）

詳しくは3ページをご覧ください。

随時受付（一斎受付期間終了後の申込み）

入所希望月の前月10日まで

市の利用調整

・保護者の入所希望先をもとに利用調整を行い、保育の必要性の高い児童から入所先を調整します。

抽選や先着順ではありません。

認定証及び入所承諾

（保留）の通知

【一斎受付期間申込者】

・4月入所希望申込者の結果は、2月初旬頃（予定）に郵送で通知します。

・5月以降入所希望申込者の結果は、入所希望月の前月20日頃に郵送で通知します。なお、3月1日時点の入所調整状況について、3月初旬頃（予定）に郵送で通知します。

【随時受付申込者】

入所希望月の前月20日頃に郵送で通知します。

入所決定施設

での面談など

・入所承諾を受けた場合は、承諾された各施設で入所前に面談等を行います。日程等詳細は入所決定した施設へ確認してください。

・入所保留を受けた場合は、当該年度間ににおいてのみ毎月入所審査をします。

入所



<保育所利用に必要な認定について>

保育所等へ入園を希望される際には、利用のための『認定』を受ける必要があります。

認定を受けるためには、保護者の居住地の市区町村での申請が必要です。

認定を受けると市から『支給認定証』が交付されます。認定証は保育や教育を必要とする証明であり、提出が求められる場合がありますので、ご卒業まで大切に保管してください。

認定の種類

認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて以下のとおり3つの区分に分かれます。
この認定された区分によって利用できる施設が決まります。

認定区分	認定の対象となる子ども	利用先
1号認定 <small>教育標準時間認定</small>	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する (保育を必要としない) 場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 <small>保育認定</small>	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、 保育園等での保育を希望する場合	保育所等 認定こども園
3号認定 <small>保育認定</small>	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、 保育園等での保育を希望する場合	保育所等 認定こども園

保育を必要とする事由

保育認定(2・3号認定)を受けるためには、保護者のいずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が、保育を必要とする以下の事由のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	基 準
就労	1月あたり64時間以上労働することを常態とすること。 ※無報酬などの正当な金銭的収入を目的としない労働や家業の手伝いなどは就労として認定不可
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
疾病・負傷・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
親族の介護・看護	<u>同居</u> の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。※別居の親族の介護・監護は原則不可
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学又はハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。 ※通信教育等就学時間が自己調整可能なものは原則不可
育児休業中の継続利用	育児休業を取得しており、その兄弟が育児休業取得以前より保育所等を利用しており、引き続き利用が必要であると認められること。
その他	上記に類する状態として市が認める事由に該当すること。

認定の有効期間

認定の有効期間は、認定区分及び保育を必要とする事由により異なります。

【原則】

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	3歳の誕生日の前々日まで

【原則と異なる期間】

保育を必要とする事由	有効期間
妊娠・出産	出産予定日の前8週間に当たる日の属する月の初日から出産予定日の後8週間に当たる日の属する月の末日まで
求職活動	効力発生日から起算して原則90日間
就学	効力発生日から保護者の卒業予定日又は終了予定日の属する月の末日まで
育児休業中の継続利用	育児休業終了日の属する月の末日まで

保育の必要量に応じた利用時間

保育を必要とする事由により、保育を受けられる時間（保育の必要量）が、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかに決まります。これにより、1日の保育の最大利用時間や利用者負担額（保育料）などが異なります。

保育の必要量	保育の利用時間 (1日上限)	保育の必要とする事由
保育標準時間	11時間	月120時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧
保育短時間	8時間	月64時間以上120時間未満の就労、求職活動、育児休業中の継続利用

「疾病・負傷・障がい」、「親族の介護・看護」、「就学」については、家庭の状況に応じて認定の有効期間や保育の必要量を「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに決定します。

認定された保育の必要量（短時間8時間、標準時間11時間）は最大の利用時間であり、実際の利用時間は『保育が必要な範囲（例：認定事由が就労の場合は「勤務時間+通勤時間」）』です。
時間内であっても、可能な範囲で早めのお迎え等にご協力ください。

保育標準時間の認定を受けられる方は、希望により保育短時間にすることが可能です。

なお、月120時間以上の就労時間に満たない場合でも、不規則勤務など就労の状況によっては、保育標準時間の認定を受けることが可能な場合もありますのでご相談ください。

ただし、その場合でも就労状況の実態に合った利用時間になります。

<一斉受付期間について>

保育所等一斉申込みの受付日時及び受付場所は、以下のとおりです。

入所決定は先着順ではありません。混雑緩和の為、地区ごとに受付日を指定しておりますので、ご協力を願いします。（指定日以外でも受付は可能です）

期 日	地区	時 間	場 所
令和7年11月4日(火)	宮中、神野、城山、緑ヶ丘、高天原、宮下、豊津地区、豊郷地区	9時00分～12時00分 13時00分～16時00分	鹿嶋市役所 3階 301会議室
令和7年11月5日(水)	根三田、厨、鉢形、鉢形台、平井、平井南、波野(宮津台除く)		
令和7年11月6日(木)	宮津台、旭ヶ丘、港ヶ丘、高松地区		
令和7年11月7日(金)	大野地区		
令和7年11月8日(土) 令和7年11月10日(月) ～12日(水)	市内全域		2階 幼児教育課

なお、必要書類に不備や不足がある場合は申込受付ができませんので、必要書類すべてを一斉受付期間前にご準備ください。また、やむをえず期間内に申込みができない場合は、必ず事前に幼児教育課までご連絡をお願いします。

<随時受付について>

一斉受付期間終了後の申込みは随時、受付をしています。入所は原則として毎月1日付けで行いますので、入所を希望する月の前月の10日までに、幼児教育課の窓口で申込みをお願いします。なお、必要書類に不備や不足がある場合は入所審査ができませんので、すべて期日までにご準備ください。

<入所申込みに必要な書類について>

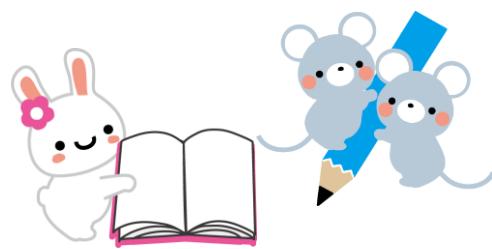
入所申込みに必要な書類は、幼児教育課の窓口で配布しています。

また、市のホームページからも印刷が可能です。各書類の書き方は、記入例をご覧ください。

以下の1～7番までの書類を、事前に準備をして申込みをしてください。

保育所等の入所申込のための書類

1. 保育所入所申込書（児童1人につき1部）
2. 家庭状況調査票（児童1人につき1部）
3. 児童の心身状況書（児童1人につき1部）
4. 予防接種の記録（母子手帳のコピーを添付）



5. 鹿嶋市 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童1人につき1部）
6. 保育所等の利用に関する同意書（各世帯につき1部）
7. 保育の必要な事由に応じて必要な書類（各世帯につき父母1部づつ）
事由に応じて、提出する証明書の様式及び添付書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする事由	提出する証明書	添付書類
就労	就労証明書	自営の場合：開業届の写し
妊娠・出産	保育を必要とする事由の証明書（就労以外） ①妊娠・出産	母子健康手帳の写し (表紙及び出産予定日記載のページ)
疾病・負傷・障がい	保育を必要とする事由の証明書（就労以外） ②疾病・負傷・障がい	診断書、障害者手帳の写し
親族の介護・看護	保育を必要とする事由の証明書（就労以外） ③介護・看護	診断書、介護保険認定証の写し
災害復旧	保育を必要とする事由の証明書（就労以外） ④災害復旧	り災証明書
求職活動	保育を必要とする事由の証明書（就労以外） ⑤求職活動	ハローワークの登録証の写しなど
就学	保育を必要とする事由の証明書（就労以外） ⑥就学	在学証明書、時間割など

<入所申込に関する注意事項>

令和8年5月以降に入所を希望する場合

原則として、産前・産後休業や育児休業期間後にあらかじめ職場復帰が決まっている場合（例：5月15日に育児休業明け復帰のため、5月に入所希望など）も、一斉受付期間での申込みが可能です。

職場復帰日によって、入所できる月が異なりますのでご注意ください。

- | | | | |
|---------|---------|------------------|---|
| ・職場復帰日が | 1日～10日 | ：職場復帰する月の前月から入所可 |] |
| ・職場復帰日が | 11日～31日 | ：職場復帰する月の当月から入所可 | |

※入所後には再度、復帰を確認するために就労証明書を提出していただく場合がございます。

産前・産後休業期間中に入所を希望する場合

原則として、産前産後休業期間中のみの短期入所となります。期間終了後も保育園の利用を希望する場合は改めて入所申込みをいただく必要があります。その場合、産前産後休業期間中に通っていた園を継続できるわけではありませんのでご注意ください。

また、育児休業期間中に入所することはできませんのでご了承願います。

育児休業からの職場復帰による入所申込みの場合

保育所等に入所できなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに「保育所等の利用申込書の写し（市区町村の受付印は不要）」が必要となる場合があります。入所できなかった場合に、育児休業給付金の支給期間延長手続きをされる予定がある方は、申込前に申込書の写しを取り、保管していただきますようお願いいたします。（提出後に入所申込書の写しが必要になった場合は写しを発行するための申請をしていただくことになり、発効までにお時間を要する場合がございます。）

※育児休業給付金関係の手続きの詳細は市役所ではお答えできません。各関係機関にご確認ください。

また、入所ができない場合は入所保留通知を発行いたします。育児休業延長の手続きの際に必要となる場合がありますので、事前に就労先等にご確認ください。

なお、保留通知とは入所申込をしていただいたお子さんについて、保育所のご案内ができない場合にお送りするものです。入所意思がないにも関わらず申込をされている方や入所決定後に入所を辞退した方には発行できませんのでご了承ください。

現在妊娠中の子どもの入所申込の場合

出生前の児童の申込みも受付します。施設により〇歳児クラスの受入可能月齢が異なりますので、希望保育施設の選択の際にはよくご確認ください。

※申込の際には出産予定日の確認できる書類（母子手帳の写し等）を添付してください。

求職活動で申込をする方

これから就労を希望する方も申し込みが可能です。ただし、入所後は原則として2か月以内に就労し、認定の有効期間内に就労証明書を提出してください。

認定の有効期間内に就労証明書が提出されない場合、入所後3か月で退所となります。

また、就労開始から2ヶ月後以降に実際に勤務した就労実績の記載されている就労証明書を再度提出いただく必要があります。

一斉受付期間を過ぎて申込みをした場合

「随時受付」としての申込みになります。一斉受付期間に申込みをした方の入所審査後、利用調整をします。（申込締め切りは入所希望月の前月10日です）

他市町村の保育所等への入園を希望する場合

里帰り出産や勤務の都合などで、他市町村の保育所等へ入園を希望する場合、申込期日や必要書類が相手先市町村によって異なります。必ず事前に希望先市町村に確認いただき、希望先市町村の申込期日の10日前までに鹿嶋市へ申込書類を提出してください。（状況により、希望先市町村へ直接申込となる場合もございますので併せてご確認ください）

市外の保育所等への入所期間は、当該年度の4月～3月の間の1年間です。したがって、次年

度も継続して入所を希望する場合は、あらためて申込みが必要となります。

入所の可否については、相手先の市町村との協議の上、結果をお知らせいたします。

なお、他市町村の保育所等への入所は、引き続き申込みをしても、相手先市町村の事情により入所できないことがありますのでご了承願います。

市外にお住まいの方が鹿嶋市内の保育所等への入園を希望する場合

勤務の都合などで、他市町村にお住まいの方が鹿嶋市内の保育所等へ入園を希望する場合、入園申込時点で住所のある市町村で申込手続きをしていただく必要があります。事前にお住いの市町村の保育担当窓口へご相談ください。

なお、鹿嶋市への入所申込書の提出期限は入所を希望する月の前月 10 日必着となります。鹿嶋市への書類到着までに時間がかかることが予想されますので、早めのお手続きをお勧めします。

また、入所希望月の前月末までに鹿嶋市へ転入される場合には、申込時点の住所が鹿嶋市外の方でも鹿嶋市へ直接お申込みいただきます。その際は『転入誓約書』及び『転入先の分かる書類』の提出が必要となります。

<入所決定について>

入所は、原則として毎月 1 日付けて行います。

4月 1 日入所児童について

1. 一斉受付期間に申込みをした方については、2月初旬（予定）に、認定証と入所承諾通知または入所保留通知を郵送します。一度保留になった方についても、欠員の状況により入所が可能になった場合は、別途通知します。
2. 入所承諾になった方は、3月に各保育所等で面談を行ったあと、正式に入所決定となります。
3. 保育所等の希望者が入所可能な児童数を超えている場合は利用調整を行い、原則として保育の必要性が高い児童から入所を決定します。利用調整の結果、定員超過となった場合は第2希望で検討され、以下同様に第3希望以降申込書に記載された保育所等について検討されます。
4. 一斉受付期間を過ぎて申込みをした方は、2月下旬以降に認定証と入所承諾通知または入所保留通知をお送りします。

年度途中（5月以降）の入所児童について

1. 一斉受付期間に申込みをした方については、3月初旬（予定）に3月時点での調整状況の案内（予定通知）を郵送します。ただし、こちらはあくまで予定であり、決定ではありませんのでご注意ください。決定は入所希望月の前月となります。
※一斉受付期間を過ぎて申し込みをした方には3月の案内送付はされません。
2. 入所希望月の前月 20 日頃に、認定証と入所承諾通知又は入所保留通知を郵送します。
3. 保育所等の希望者が入所可能な児童数を超えている場合は、4月1日入所の場合と同様に利用調整を行います。
※入所承諾通知発送後または予定通知発送後に入所希望月を変更する場合は、通知した入所（予定）は取消しとし、隨時申込での再審査となります。

<入所ができない場合について>

入所申込みをするためには、認定（2号・3号）を受ける必要があります。ただし、認定申請をしても、保育を必要とする事由・就労時間等により、認定が受けられない場合があります。

また、入所申込みをしても希望する保育所等に入所できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。希望月に入所できない場合は、当該年度間のみ、申込書を引き続き「待機受付」として保管し、次月以降の入所審査の対象とします。欠員が生じるなどした場合は保育の必要性の高い児童から入所となります。なお、空き待ちの期間や申込の順番は、入所の可否には関係しません。

<慣らし保育について>

市内全施設において、入園してから1週間～2週間程度の慣らし保育（短い時間の預かり）を必ず実施しています。慣らし保育期間中はお迎えの時間が早くなる為、就労時間の調整が必要となりますのでご注意ください。

お子さんの状況によっては期間が延びる場合もありますので、詳細は入園する施設と相談してください。

<認定の変更について>

認定事由及び家庭状況等に変更があったときは、認定証をお持ちのうえ、幼児教育課で必ず認定変更の申請をしてください。

認定の変更は月ごとになります。変更を希望する場合は、変更月の前月25日までに、変更の申請を行ってください。月の途中で状況が変わられても、翌月からの認定の変更となりますので、施設の利用時間にはご注意ください。

どんなときに	なにを
勤務先が変わった	
勤務時間が長くなった、短くなった	
求職活動をして仕事が決まった	支給認定変更申請書、就労証明書
育児休業を取得するとき	
育児休業から復帰するとき	
産前産後休暇を取得するとき	支給認定変更申請書、母子手帳の写し

保育の必要性の認定基準を満たさない場合や虚偽の申告があった場合は、認定が取り消しとなり、施設を退所していただくことになりますのでご注意ください。

就労状況が変更となった場合、認定変更後2ヶ月後以降に実際に勤務した実績内容の記載されている就労証明書を再度ご提出ください。

<入所後の継続調査>

入所後も、家庭状況や就労状況について書類調査などを行います。その際、提出された書類によって、認定を変更していただくことがあります。

また、家庭内保育ができることが判明した場合や調査書類の提出がされなかった場合、虚偽の申告があった場合は退所となります。

※提出された就労証明書に疑義のある場合は職場に確認のご連絡をさせていただきます。

<転園・退所について>

転園を希望するとき

保育所等入所後に転園を希望する場合は、改めて入所申込みが必要です。幼児教育課へご相談ください。

退所をするとき

退所する月の月末までに、退所届を幼児教育課に提出してください。退所届は、幼児教育課の窓口にあります。

退所届の提出がない場合は、翌月分の利用者負担額(保育料)の納入義務が生じることになります。



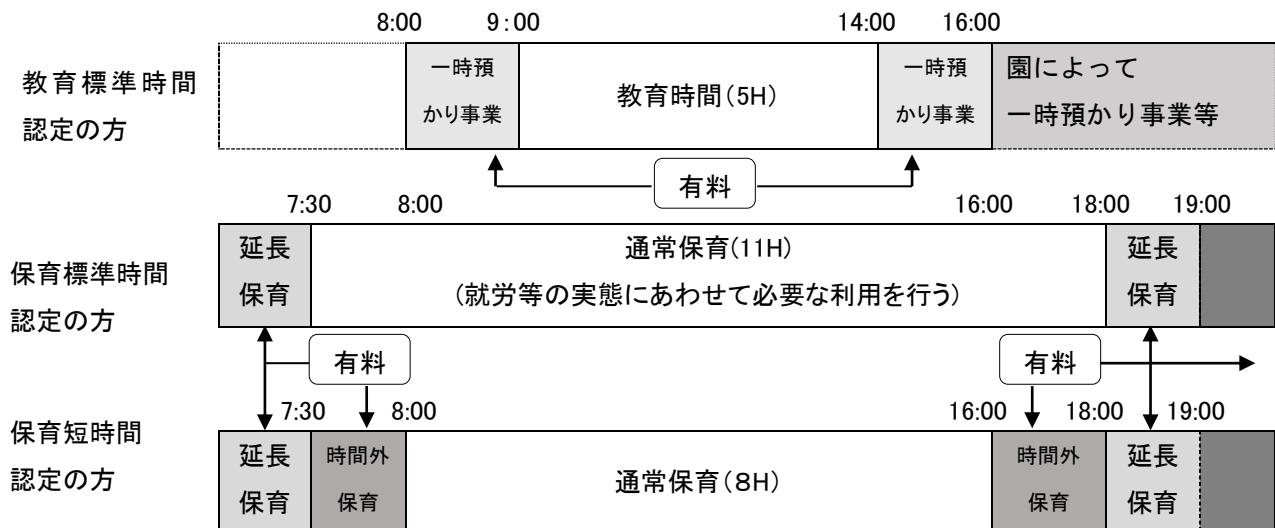
<延長保育・時間外保育について>

延長保育・時間外保育については、有料となります。

時間外保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合にのみご利用できるものであり、あくまでサービスの一環として設けられているものです。お子さんにとって望ましい生活リズムの確保や、施設運営上の観点から、安易な利用については見合わせてください。

土曜日の利用は、原則として父母ともに就労等で保育が必要であることが条件です。

<利用時間の参考イメージ>



※利用時間の設定は施設によって異なりますので、必ず事前にご確認ください。

<1号認定の預かり保育利用料について>

1号認定を受けている方で、保育を必要とする事由がある方については、認定こども園（教育部分）の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1.13万円まで（日額450円×利用日数）の範囲で預かり保育の利用料が給付の対象となります。（※満3歳児については、非課税世帯のみ最大月額1.63万円まで）

給付の対象となるには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受ける必要がありますので、利用施設に下記の書類を提出してください。

必要書類

- ①鹿嶋市施設等利用給付認定申請書（児童1人につき1部）
- ②就労証明書又は保育を必要とする事由の証明書（各世帯父母1部ずつ）

また、就園している認定こども園（教育部分）や幼稚園の預かり保育事業が十分でない場合は、預かり保育以外にも、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が給付の対象となります。

※預かり保育事業が十分でない場合とは、平日の保育時間が8時間以上かつ年間200日以上の開所を満たさない場合です。



<利用者負担額(保育料)について>

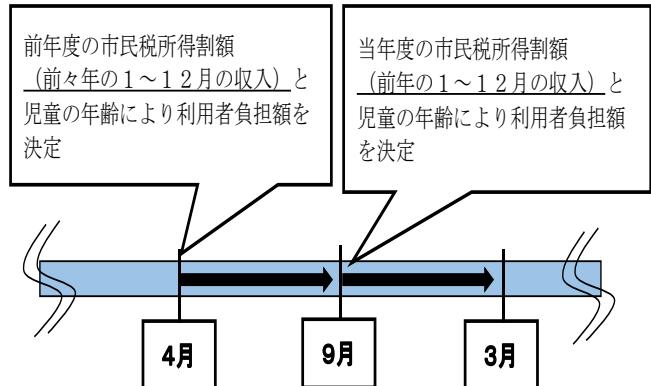
保育所等の施設を利用する場合、毎月利用者負担額（保育料）がかかります。

算出について

利用者負担額（保育料）は鹿嶋市で定められており、世帯の市民税所得割額と子どもの年齢により決定されます。

利用者負担額（保育料）の通知は年に2回（4月と9月）行います。

4月分から8月分までは、前年度分の市民税所得割額（前々年1月～12月までの収入）から算定し、9月分～翌年3月分までは、当年度分の市民税所得割額（前年1月～12月までの収入）から算定します。（右はイメージ図です。）



※所得の申告は必ず行ってください※

未申告の方は、正確に利用者負担額（保育料）の算定ができないため、最高額で利用者負担額（保育料）を設定します。

納入について

私立保育園と公立施設の利用者負担額（保育料）は、毎月28日までに当月分を納入します。

口座振替をご利用の場合は毎月28日（金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）に指定口座から引き落としになりますので、残高等のご確認をお願いします。

私立の認定こども園、小規模保育事業所や家庭的保育事業所は、園で利用者負担額（保育料）を直接徴収いたしますので、お支払い方法は各施設にご確認ください。

月の初日に保育所等に在籍している場合は、月途中で退所してもその月の利用者負担額（保育料）はかかりますのでご了承ください。

なお、利用者負担額（保育料）に関する通知は特定のものを除いて、通所している保育所等から配布されます。

滞納に関する重要事項

利用者負担額（保育料）が滞納となった場合、督促状・催告状を送付します。督促・催告にもかかわらず納入がされない場合、市職員が自宅訪問や電話による催告を行います。また、児童手当法の規定に基づき、児童手当から利用者負担額（保育料）を特別徴収することができます。対象者には予め通知をいたします。さらに、滞納金額にかかわらず、給与等財産の差し押さえを行うことがあります。

鹿嶋市利用者負担額(保育料)基準額表(令和元年10月1日以降)

(1)1・2号認定(3歳児～5歳児)

全世帯	0
-----	---

(2)3号認定(0歳児～2歳児)※〔〕内は第2子の負担額です。

階層区分/年齢区分	0歳児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層 生活保護世帯	0		0	
第2階層 非課税世帯	0		0	
第3階層 市民税所得割額 48,600円未満	14,000 〔7,000〕	13,900 〔6,950〕	12,000 〔6,000〕	11,900 〔5,950〕
第4階層 48,600円以上 97,000円未満	24,000 〔12,000〕	23,700 〔11,850〕	22,000 〔7,000〕	21,800 〔10,900〕
第5階層 97,000円以上 169,000円未満	33,000 〔16,500〕	32,600 〔16,300〕	30,000 〔15,000〕	29,600 〔14,800〕
第6階層 169,000円以上 301,000円未満	42,000 〔21,000〕	41,400 〔20,700〕	38,000 〔19,000〕	37,500 〔18,750〕
第7階層 301,000円以上 397,000円未満	51,000 〔25,500〕	50,300 〔25,150〕	45,000 〔22,500〕	44,400 〔22,200〕
第8階層 397,000円以上	66,000 〔33,000〕	65,000 〔32,500〕	58,000 〔29,000〕	57,200 〔28,600〕

※3号認定の子どもについて、きょうだいが同時に認定を受けているときは、多子世帯の軽減により第2子が半額、第3子以降は無料になります。

ただし、市民税の所得割額が57,700円未満の場合、きょうだいが成年に達していても、生計が同一であれば最年長の子どもを第1子と数えることができます。

<その他減免措置・注意など>

- (1) 利用者負担額(保育料)は定期的に改定されます。
- (2) 利用者負担額(保育料)は、入所児童と生計が同一である世帯の市民税の所得割課税額(父母合算)の額と児童の年齢により決まります(ただし、扶養関係による例外もあります。)。
- (3) 0歳児から2歳児の利用者負担額(保育料)は、4月と9月の年2回通知があります。
4月から8月分までは前年度の市民税所得割額から計算した額を、9月から翌年3月分までは当年度の市民税所得割額から計算した額を通知します。
3歳児以降の利用者負担額(保育料)は入所時に通知します。なお、副食費については、免除対象者のみ4月と9月の年2回通知します。
- (4) 児童の年齢は、入園した年度の4月1日の年齢で決定します。なお、2年度以上継続して入所となる場合、2年度目以降は毎年4月1日現在の年齢で利用者負担額(保育料)を計算します。
- (5) 鹿嶋市独自の制度として、市税と利用者負担額(保育園保育料、放課後児童クラブ保育料、給食費)に未納がない場合、15才以下の子どもが3人以上いる世帯の3番目以降の子どもの利用者負担額(保育料)は0円になります。(制度を利用するには、申請が必要です。)
- (6) 利用者負担額(保育料)を算定するための所得割額には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除、外国税額控除を控除しない額を適用します。
- (7) ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯や要保護世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者がいる世帯)のことを指します。要保護世帯に該当する場合は、幼児教育課でお手続きが必要になります。

<ひとり親世帯等の減免>

階層区分/年齢区分	0歳児	1・2歳児
第1階層 生活保護世帯	0	0
第2階層 非課税世帯	0	0
第3階層 市民税所得割額 48,600円未満	6,300 〔0〕	5,400 〔0〕
第4階層 48,600円以上 97,000円未満	7,200 〔0〕	6,600 〔0〕

ひとり親世帯等について、市民税の所得割額が77,101円未満の場合、負担額が軽減されます。

鹿嶋市保育所等一覧

各園詳細は右のQRコードよりご確認ください。

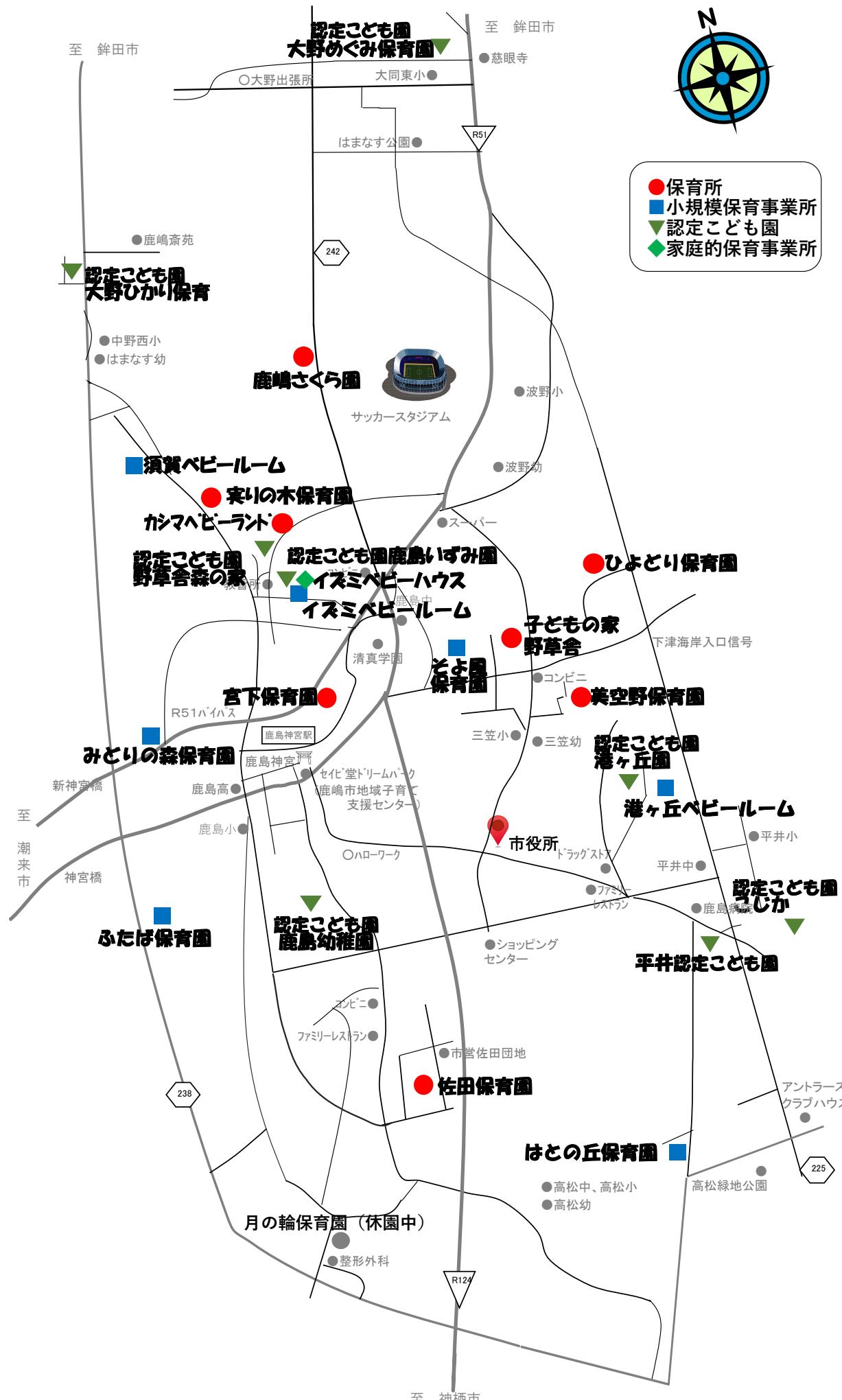


区分	施設名称	設置主体	所在地	電話番号	対象年齢	認定区分	
					3号	2号	1号
【保育所】							
公立	宮下保育園	鹿嶋市	宮下1-9-5	82-0199	0~5歳児	●	●
	佐田保育園	鹿嶋市	佐田503	82-0198	0~5歳児	●	●
私立	鹿嶋さくら園	(福)鹿島泉会	清水猿田山1728-1	82-6388	0~3歳児	●	●
	カシマベビーランド	(福)鹿島泉会	宮中4571-17	77-5522	0~2歳児	●	
	ひよどり保育園	(福)三晶会	下津237-3	83-8260	0~5歳児	●	●
	子どもの家野草舎	(福)木風会	宮中2321-32	83-5825	0~5歳児	●	●
	美空野保育園	(福)美空野学園	平井1178-20	95-9215	0~5歳児	●	●
	実りの木保育園	(福)翔天会	須賀1335-1	94-6008	0~5歳児	●	●
	月の輪保育園	(福)一心会	下塙1366	82-6100	※休園中		
【小規模保育事業所】							
私立	ふたば保育園	(医)社団恵育会	大船津3163-2	84-2006	0~2歳児	●	
	はとの丘保育園	保育サービス鹿行(合)	栗生2227-4	77-5091	0~2歳児	●	
	そよ風保育園	(福)仁和の会	宮中2330-3	85-2880	0~2歳児	●	
	港ヶ丘ベビールーム	(福)鹿島泉会	平井1297-15	94-2626	0~2歳児	●	
	イズミベビールーム	(福)鹿島泉会	宮中厨台4526-3	90-8686	0~1歳児	●	
	みどりの森保育園	保育サービス鹿行(合)	緑ヶ丘3-5-1	94-8847	0~2歳児	●	
	須賀ベビールーム	(福)鹿島泉会	宮中3809-14	77-7015	0~2歳児	●	
【家庭的保育事業所】							
私立	イズミベビーハウス	(福)鹿島泉会	宮中厨台4527-1	90-8686	0~1歳児	●	
【認定こども園】							
公立	平井認定こども園	鹿嶋市	平井東1丁目27番地4	82-6277	0~5歳児	●	● ○
	認定こども園大野めぐみ保育園	(福)慈眼福祉会	浜津賀457-6	69-2106	0~5歳児	●	● ○
私立	認定こども園大野ひかり保育園	(福)慈眼福祉会	中1593-1	90-4800	0~5歳児	●	● ○
	認定こども園鹿島いずみ園	(福)鹿島泉会	宮中厨台4526-5	90-8686	2~5歳児	●	● ○
	認定こども園港ヶ丘園	(福)鹿島泉会	平井1276-5	83-3829	2~5歳児	●	● ○
	認定こども園鹿島幼稚園	(学)愛育学園	宮中7-10-7	82-1907	0~5歳児	●	● ○
	認定こども園こじか	(学)塩入学園	平井1-100	82-0538	0~5歳児	●	● ○
	認定こども園野草舎森の家	(福)木風会	山之上611-19	94-2311	0~5歳児	●	● ○

※入所希望園については必ず見学をし、施設の説明を受けてください。

見学に関するお問合せは事前に各施設へ直接ご連絡ください。

鹿嶋市保育所等マップ



<保育所等概要一覧>

施設名称	保育短時間・保育標準時間					開所時間		受入年齢	利用定員		一時預かり	子育て相談	園庭解放	備考
	送りの時間			迎えの時間		平日	土曜		2・3号	1号				
宮下保育園		7:30	8:00	16:00	18:30	7:30-18:30	7:30-12:30	生後7週目～5歳児	90	-	●	●	●	※令和8年度募集：5歳児のみ
佐田保育園		7:30	8:00	16:00	18:30	7:30-18:30	7:30-12:30	生後7週目～5歳児	110	-	●	●	●	
ひよどり保育園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後2ヶ月～5歳児	90	-		●	●	
鹿嶋さくら園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	生後49日～3歳児	20	-	●	●	●	
カシマベビーランド	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	生後49日～2歳児	20	-	●	●	●	
美空野保育園	7:00	8:30	16:30			7:00-19:00	7:00-18:00	生後6ヶ月～5歳児	35	-		●	●	
子どもの家野草舎	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後5ヶ月～5歳児	60	-	●	●	●	
実りの木保育園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後2ヶ月～5歳児	75	-	●	●	●	
ふたば保育園		7:30	8:30	16:30	18:30	7:30-18:30	7:30-18:30	生後6か月～2歳児	19	-	●	●		
そよ風保育園		7:30	8:30	16:30	18:30	7:30-18:30	7:30-18:30	産休明け～2歳児	12	-	●	●		
はとの丘保育園		7:30	8:30	16:30	18:30	7:30-18:30	7:30-18:30	生後4ヶ月～2歳児	18	-		●		
みどりの森保育園		7:30	8:30	16:30	18:30	7:30-18:30	7:30-18:30	生後4ヶ月～2歳児	18	-		●		
港ヶ丘ベビールーム	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	生後49日～2歳児	19	-	●	●		
イズミベビールーム	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	生後49日～1歳児	15	-	●	●		
須賀ベビールーム	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	生後49日～2歳児	12	-	●	●		
イズミベビーハウス	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	生後49日～1歳児	5	-		●		
平井認定こども園		7:30	8:00	16:00	18:30	7:30-18:30	7:30-12:30	生後7週目～5歳児	115	80	●	●	●	
認定こども園大野めぐみ保育園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後2ヶ月～5歳児	225	15	●	●	●	
認定こども園大野ひかり保育園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後2ヶ月～5歳児	170	10	●	●	●	
認定こども園鹿島いづみ園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	2歳児～5歳児	110	20	●	●	●	
認定こども園港ヶ丘園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-18:00	7:00-18:00	2歳児～5歳児	70	10	●	●	●	
認定こども園鹿島幼稚園	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後6ヶ月～5歳児	140	80	●	●		
認定こども園こじか	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後10ヶ月～5歳児	160	120	●	●	●	
認定こども園野草舎森の家	7:00	8:00	16:00	18:00		7:00-19:00	7:00-18:00	生後5ヶ月～5歳児	90	15	●	●	●	

保育所等入所申込書

鹿嶋市教育委員会教育長様

保護者住所 〒314-0012

鹿嶋市 平井1187-1 00ハイツ102

保護者氏名① 鹿嶋 太郎 続柄 (父)

連絡先 090-1111-1111

保護者氏名② 鹿嶋 花子 続柄 (母)

連絡先 080-2222-2222

申込日:令和7年 11月 5日

「入園のしおり」記載事項に同意の上、保育所等への入所につき次のとおり申し込みます。

入所児童 (1人につき 1枚ずつ)	児童氏名 (ふりがな) カシマ イクコ	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 令和6年 8月 1日 入所希望年度の4月1日時点で 1歳
	鹿嶋 育子		
入所を 希望する 施設名	第1希望 ○○○保育園	(希望理由) 自宅から近いため (見学済・未)	
	第2希望 △△△△△園	(希望理由) 勤務先から近いため (見学済・未)	
	第3希望 ●●●保育園	(希望理由) 知人が通っているため (見学済・未)	
	第4希望 ▽▽▽一▽園	(希望理由) 保育方針が気に入ったから (見学済・未)	
	第5希望 ▽一一▽▽園	(希望理由) 通勤途中に送迎ができるため (見学済・未)	
	第6希望 ▽▽▽○▽園	(希望理由) 通勤途中に送迎ができるため (見学済・未)	
保育を希望 する期間	令和8年 4月 1日から	<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> それ以外【令和 年 月 日】まで	
入所に関する 確認事項 (④はあては まる方のみ)	①希望するすべての施設に事前見学にいきましたか <input checked="" type="checkbox"/> 全て行った <input type="checkbox"/> 一部行った <input type="checkbox"/> 行っていない ②(3歳以上のみ)公立幼稚園に申し込みを <input type="checkbox"/> している <input checked="" type="checkbox"/> これからする ③希望する施設に入所できなかった場合 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する施設のみで空き待ちをする <input type="checkbox"/> 空きがあれば、希望する施設以外でも入所する <input type="checkbox"/> その他() ④希望する施設以外を含め入所ができなかった場合 <input type="checkbox"/> 現状の保育を続ける <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を考える <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業を延長する (最大 R9年5月まで延長可) <input type="checkbox"/> その他() ⑤同時に2人以上申し込みの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 同時に同じ保育所等に入所できるまで空き待ちをする <input type="checkbox"/> 同時であれば別々の保育所等でもよい <input type="checkbox"/> 1人でも入所できればよい (児童名: → <input type="checkbox"/> 他の児童は兄弟姉妹と同じ園でのみ空き待ち <input type="checkbox"/> 他の児童は別々の園でもよいので空き待ち <input type="checkbox"/> 他の児童は認可外施設に入所し空き待ち		

◎同時に2人以上申し込みをする場合、それぞれの児童ごとに1枚ずつ記入してください。

◎「入所を希望する施設名」には、希望する順に施設名を記入し、その施設を希望する理由(例:既に兄が入所しているため、母の勤務地に近いため、自宅に近いため等)、事前見学の済・未を記入してください。

◎申込書類に不備や不足があると審査の対象になりませんので、記入漏れのないようすべてそろえて提出してください。

*** 市担当者記入欄 ***

受付者氏名:

ひとり親等世帯 転園()産前産後管外()

い同時申込()

() 就労予定

職員記入欄

受付日:令和 年 月 日

記入例

家庭状況調査票

自宅TEL	0123-00-4567		
現状の保育	<input checked="" type="checkbox"/> 自家保育(日中の保育者:父・母・同居の祖父母・その他【 <input type="checkbox"/> 別居の祖父母 <input checked="" type="checkbox"/> 他家保育(預け先との関係:親族 知人 その他【 <input type="checkbox"/> 勤務先帯同 <input checked="" type="checkbox"/> 他施設(施設名: A託児所) ※勤務先託児所含む		
入所後の送迎	送迎者(母・祖母), 交通手段(自動車・自転車・徒歩・その他())		
特記事項			

◎祖父母について(不在の場合や既に死亡している場合は斜線を引く等で分かるようにしてください。)

父方の祖父母	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (どちらか○)	別居の場合 住所・連絡先	〒 -	TEL:	
	祖父 (62)歳	氏名	鹿嶋 三郎	勤務時間	8時30分～17時30分
		職業	会社員	勤務先	○○株式会社
		疾病等	なし・入院・通院(月) 日・週 日)・身障	級	
	祖母 (59)歳	氏名	鹿嶋 保子	勤務時間	9時30分～16時00分
		職業	パート	勤務先	○○洋品店
疾病等		なし・入院・通院(月) 日・週 日)・身障	級		
母方の祖父母	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (どちらか○)	別居の場合 住所・連絡先	〒○○○-○○○○	東京都○○区○○3丁目○番○号	
	祖父 ()歳	氏名	亡	勤務時間	時 分～ 時 分
		職業		勤務先	
		疾病等	なし・入院・通院(月) 日・週 日)・身障	級	
	祖母 (62)歳	氏名	茨城 園子	勤務時間	時 分～ 時 分
		職業	無職	勤務先	
疾病等		なし・入院・通院(月) 日・週 日)・身障	級		

記入例

鹿嶋市施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書

令和 7 年 11 月 5 日

鹿嶋市教育委員会 教育長 様

保護者氏名 鹿嶋 太郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請いたします。

また、鹿嶋市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意いたします。

申請にかかる 小学校就学 前子ども	児童氏名 (ふりがな) かしま いくこ 鹿嶋 育子 個人番号()	続柄 子	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	生年月日 平成 令和 6 年 8 月 1 日 入所希望年度の 4月1日時点で 1 歳	障害者手帳 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	家庭の状況 ※あてはまるときのみチェック <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 未婚のひとり親 <input type="checkbox"/> 生活保護適用あり
	保護者 住所・連絡先 TEL①: 080-2222-2222 (母・父・自宅・()) / TEL②: 090-1111-1111 (母・父・自宅・())					
保育の希望 ※どちらかにチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 有【保育(2・3号)認定】 保護者の就労・疾病等の理由により、保育所等(注1)において保育の利用を希望する場合(幼稚園等との併願を含む) ※裏面下段もご記入ください。					
	<input type="checkbox"/> 無【教育標準時間(1号)認定】幼稚園等(注2)の利用を希望する場合(保育所等と併願を除く)					
利用を 希望する 期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで 令和 8 年 4 月 1 日から <input type="checkbox"/> それ以外【令和 年 月 日】まで					
	希望する曜日に○をつけてください。 (平日) 8 時 0 分 から 16 時 0 分 まで <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 (土曜) 9 時 0 分 から 15 時 0 分 まで					
利用を 希望する 施設名	第1希望 認定こども園○○	第2希望 ○○○保育園	第3希望 △△△保育園			
	第4希望 認定こども園	第5希望 ●●●保育園	第6希望 ▽▽▽保育園			

(注1)「保育所等」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育をいいます。

(注2)「幼稚園等」とは、幼稚園・認定こども園(教育部分)をいいます。

◎ 記入例を参考に漏れのないように記入してください。

◎ 字はわかりやすくはっきりと書いてください。

————— 引き続き裏面も記入してください ————

市記載欄

認定年月日: 年 月 日	発行年月日: 年 月 日	認定者番号:
認定区分等: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標準 □短)	認定期間: 年 月 日 ~ 年 月 日	
保育を必要とする事由 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()		
家庭状況: <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 要保護世帯		
備考:		

○世帯の状況

別居の場合や成年に達した場合であっても生計が同一である子等はすべて記入してください。

個人番号欄は、父・母及び生計の中心者のみ記入してください。

申請児童以外の世帯員	氏名・個人番号(マイナンバー)		児童との続柄	性別	生年月日	職業・学校名等	令和7年1月1日の住所地
	(ふりがな) かしま たろう 鹿嶋 太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	父	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	令和平成昭和 55年3月29日	会社員	<input checked="" type="checkbox"/> 鹿嶋市 <input type="checkbox"/> 市・町・村	
	(ふりがな) かしま いくこ 鹿嶋 育子 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	母	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	令和平成昭和 59年9月23日	会社員	<input type="checkbox"/> 鹿嶋市 <input checked="" type="checkbox"/> 市・町・村	
	(ふりがな) かしま いちろう 鹿嶋 一郎 	兄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	令和平成昭和 23年6月27日	□□小学校	<input checked="" type="checkbox"/> 鹿嶋市 <input type="checkbox"/> 市・町・村	
	(ふりがな) かしま さぶろう 鹿嶋 三郎 	祖父	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	令和平成昭和 29年8月9日	会社員	<input checked="" type="checkbox"/> 鹿嶋市 <input type="checkbox"/> 市・町・村	
	(ふりがな) かしま やすこ 鹿嶋 保子 	祖母	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	令和平成昭和 32年10月11日	パート	<input checked="" type="checkbox"/> 鹿嶋市 <input type="checkbox"/> 市・町・村	
	(ふりがな) 		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	令和平成昭和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 鹿嶋市 <input type="checkbox"/> 市・町・村	
	(ふりがな) 		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	令和平成昭和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 鹿嶋市 <input type="checkbox"/> 市・町・村	

○同居されている方に障がい児(者)がいる場合、世帯の課税状況により利用者負担額(保育料)の減免対象となる場合がありますので、幼児教育課までご相談ください。

○保育を必要とする事由等(保育の希望がある場合のみ記入)

保育を必要とする事由	続柄	保育を必要とする事由	具体的な状況
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(通勤時間: 1時間 30分 /通勤手段: 車 ・自転車・徒歩) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他() ※「保育を必要とする事由の証明書」及び各事由の添付書類を必ずご提出ください。	(勤務先、就労時間・日数、疾病の状況など) △△工業 8:00~18:00. 週5日
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(通勤時間: 時間 15分 /通勤手段: 車 ・自転車・徒歩) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他() ※「保育を必要とする事由の証明書」及び各事由の添付書類を必ずご提出ください。	(勤務先、就労時間・日数、疾病の状況など) ●●会社 9:00~15:00 週4日

○家庭状況や就労状況の変化、妊娠・出産など、認定事由を変更する場合は必ず幼児教育課に届け出してください。

○申請後に発行される認定証は保育が必要であるとの証明書であり、園で提出を求められる場合がありますので、ご卒園まで大切に保管をお願いいたします。